

坂井市行政改革推進協議会の設置目的と役割

1. 設置目的

限られた財源の中で効率的・効果的に行財政運営を行なうため、平成19年3月に行政改革大綱を策定しました。この大綱の実施計画である「100の改革」に基づき平成23年度までの5年間全庁をあげて取り組んできました。平成24年度からは第二次坂井市行政改革大綱による新たな取り組みを始めたところです。市民参加が進展する中、行政改革についても市民の目線による意見が重要と考え、引き続き第四期の坂井市行政改革推進協議会を設置いたしました。

2. 役割

(1) 行政改革大綱実施計画「坂井市100の改革」の取り組み状況の検証

平成19年3月に策定した「坂井市行政改革大綱」に基づき、その実施計画である「坂井市100の改革」の取り組みについて、5年間の総括の検証をお願いします。

実施期間＝平成19年度～平成23年度

(2) 第二次坂井市行政改革大綱に基づく実施計画の検証と進捗管理

第三期行政改革推進協議会の答申を受け、平成24年3月に第二次坂井市行政改革大綱を策定しました。その大綱を基に「100の改革」の進捗状況を取り入れながら、新たな実施計画として取りまとめました。その進捗管理をお願いします。

実施期間＝平成24年度～平成28年度

【行政改革大綱実施計画】

行政改革を実際に実行していくためには、行政改革大綱を基本方針に個別具体的な改革の取り組みを掲げた行政改革実施計画が必要です。第1次では、100項目に亘る行政改革実施計画を作成し、その実施期間が終了したところです。第2次では「100の改革」未達成項目や「公共施設マネジメント白書」による公共施設の方向性を盛り込みながら119項目の実施計画を作成しました。実施事業は時代背景や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応しながら、改革の推進にあたっています。

○ 坂井市行政改革推進協議会設置要綱

平成18年6月23日

告示第237号

改正 平成19年3月30日告示第71号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、坂井市行政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、坂井市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、行政経営課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第71号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。